

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>リース会社集団内のリース会社（リース会社の子会社）を、新規リース契約の取組を停止あるいは既存リース契約を縮小する等の方法（既存リース契約の期間満了に伴う再リースや新規リース契約等、対顧客の対応上やむをえないもの）に限り、限界的にリース契約を継続するものを含む）によって、中古売買・マネジメント專業会社化するようなケースは、「会社分割等をして一時に専門会社化するか」、「時間をかけて専門会社化するか」の違いのみで実質的に規制の趣旨からの逸脱はないと考えられることから、同告示第二条第二号に定められる個社収入基準は適用されないよう手当て頂きたい。</p>	<p>リース会社集団に属するリース会社について、リース業務を廃止し中古売買・マネジメント專業会社化することが機関決定されている場合は、リース会社集団に属するリース会社個社に対する収入制限規制の適用除外といたします。</p>
2	<p>「リース業務（自己又は自らを子会社とする会社若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類又は・・・」の定義について、例えば「自己」が親会社に銀行を持つリース会社（銀行等の子会社）の場合は、「自らを子会社とする会社」は親銀行、「その子会社（自己を除く.）」は同銀行を親会社に持つ他リース会社に該当するとの理解でよいか。</p> <p>また、その前提において、リース会社の子会社の取扱い可能な物件の範囲には、①親リース会社、②親銀行（①の親会社）、③親銀行の傘下の他リース会社の取り扱う物件が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

<p>3</p>	<p>……点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、金庫の子会社（信用金庫連合会にあつては、銀行又は保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）であるリース業務を営む会社の子会社として営む場合に限る。）とあるが、下線部分のカッコ書きについては、以下のとおり挿入する位置を変更し、銀行法における改正告示（案）と平仄を合わせるべきではないか。</p> <p>……点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、金庫の子会社であるリース業務を営む会社（信用金庫連合会にあつては、銀行又は保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）を除く。）の子会社として営む場合に限る。」</p>	<p>信用金庫法に係る改正告示案は、銀行法に係る改正告示案と改正の趣旨は同一であるため、貴見を踏まえ、銀行法に係る告示案と平仄をあわせることといたします。</p>
----------	---	---